

軍用地政策の 変遷

基地のない島から基地の島へ
沖縄の変貌を紐解く



1 旧日本軍の軍用地取得(1941~45)



2 米占領者の軍用地取得(1945~52)



3 米統治者の軍用地取得(1952~72)



4 沖縄返還と軍用地移管(1972.5.15)

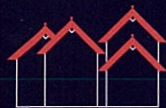
2022年2月1日(火)~4月24日(日)

場所 沖縄県公文書館 展示室 (南風原町字新川148-3)

時間 9:00 ~ 17:00 休館日 月曜、祝休日

入場無料

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
展示室の入室者数を制限する場合があります。



沖縄県公文書館
Okinawa Prefectural Archives

沖縄県公文書館指定管理者(公財)沖縄県文化振興会
■お問合せ ☎098-888-3875



那覇バス 1-5番、14-16番「新川営業所」下車 徒歩 3分
東陽バス 191番 「県立医療センター前」下車 徒歩15分
※駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

「軍用地政策の変遷」展示概要

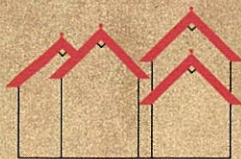
かつて「基地のない島」だった沖縄は、今では広大な米軍基地を抱えています。この米軍基地は、現在の私たちの生活に様々な問題をもたらしていますが、その建設時にも、住民の生活基盤であった土地が軍用地として取得された背景があります。

用地取得という観点では、今日の社会においても所有者の意思にかかわらず国や自治体が公権力によって土地を取得することがありますが、それは土地収用法などの法令に基づいて空港、道路、ダムなどの公共の利益になる施設を建設する場合に限られます。では、沖縄に次から次へと基地が建設された時代、その設置者は何を根拠にどのような手続きで用地を取得していったのでしょうか。

この展示では、沖縄が「基地のない島」から「基地の島」へと変貌する過程で行われた軍用地取得のありさまについて、歴史公文書をとおして紐解きます。

【軍用地取得の変遷概略図】

	▼ 1941	▼ 1945	▼ 1952	▼ 1972
テーマ	旧日本軍の軍用地取得	米占領者の軍用地取得	米統治者の軍用地取得	沖縄返還と軍用地移管
用地	旧日本軍基地	米軍基地	米軍基地	米軍基地
根拠	日本の私法 (日本政府見解)	戦時国際法 (米国政府見解)	米国民政府布令等	日米安保・地位協定
手段	旧日本軍 ↑ 売買契約 ↑ 地主	沖繩戦 米国軍政府 ↑ 軍事命令 ↑ 地主	講和条約発効 米国政府 ↑ 転貸 ↑ 琉球政府 ↑ 賃貸借契約等 ↑ 地主	日本復帰 米国政府 ↑ 提供 ↑ 日本政府 ↑ 賃貸借契約等 ↑ 地主



Okinawa
Prefectural
Archives

沖縄県公文書館

南風原町字新川148-3

☎098-888-3875

時間/9:00 ~ 17:00 休館日/月曜、祝休日



琉球政府の時代

琉球政府の時代では

沖縄がアメリカ統治下にあった戦後27年間の経験を次世代に繋ぐため琉球政府の公文書等をアーカイブ公開しています

※琉球政府文書デジタルアーカイブはこちらのサイトからご覧になれます

時を超えて残したいものが
ここにある

琉球政府の時代



<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/>